



第2次坂出市 男女共同参画計画 (後期計画)

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

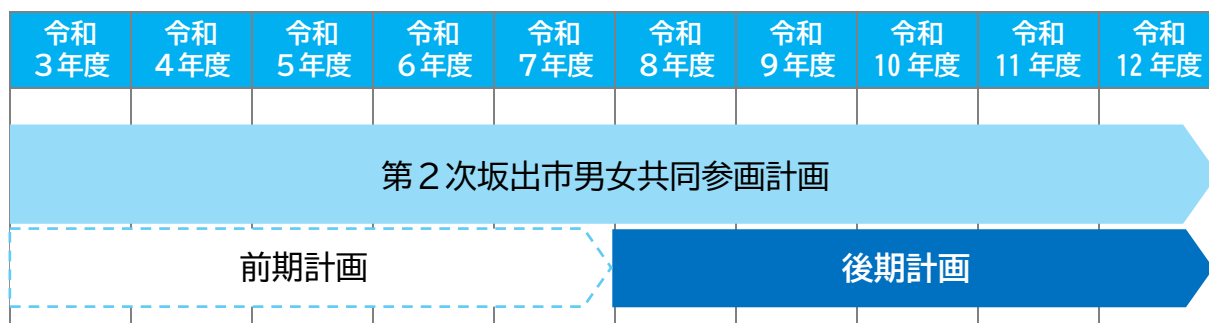
坂出市

計画策定の趣旨

本市においては、平成23年に「坂出市男女共同参画計画」、令和3年に「第2次坂出市男女共同参画計画（前期計画）」を策定し、「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」を基本理念として、さまざまな取組を行ってきました。この度、令和7年度に前期計画が最終年度を迎えることから、これまでの社会経済情勢や国・県の動向を踏まえ、「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間のうち、後期5年間（令和8年度から令和12年度）を実施期間とします。



第2次後期計画 改訂のポイント

POINT 1 「多様性」を意識した内容への変更

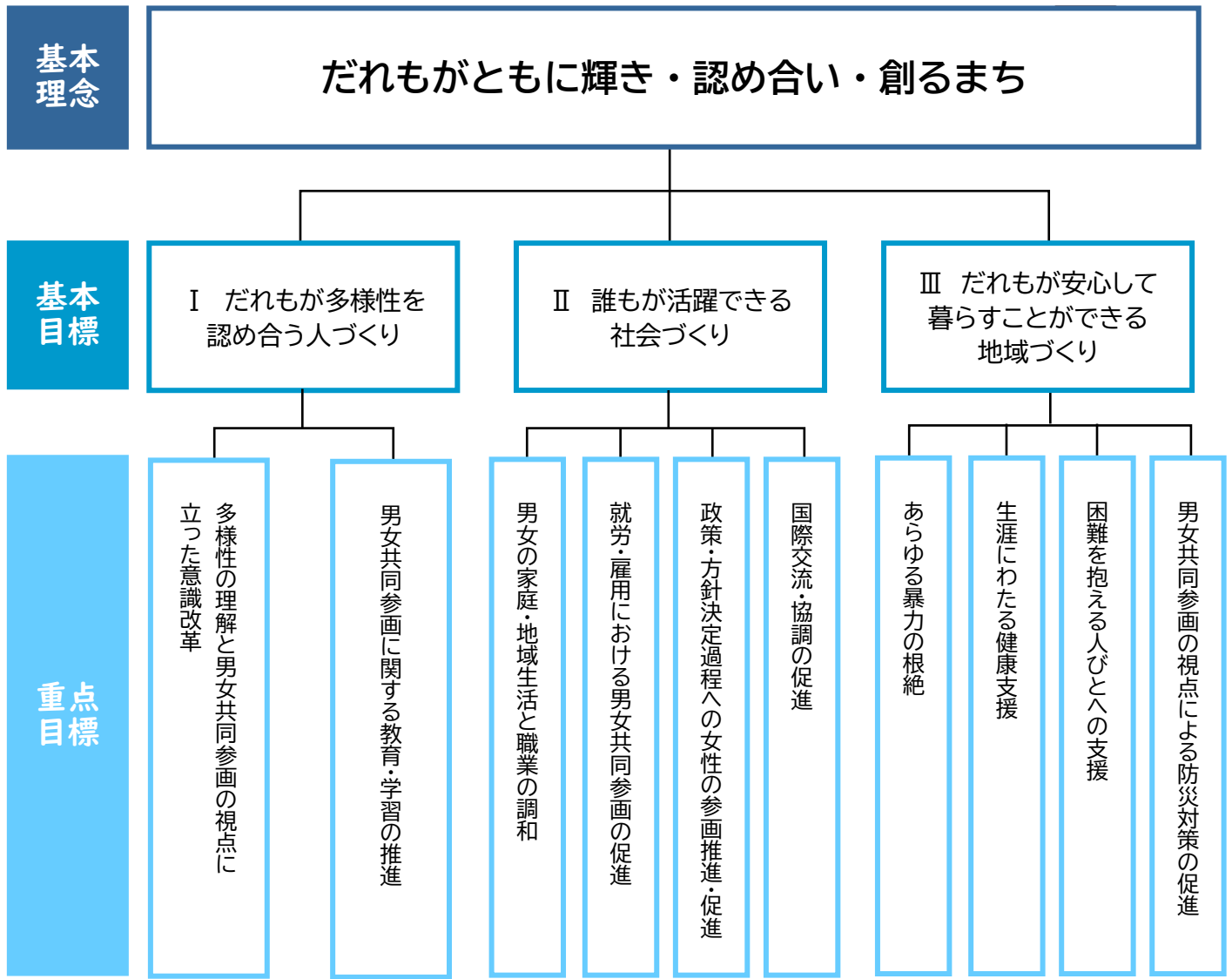
性は、「男性」「女性」と単純に区別できるものではなく、LGBTQ+をはじめとする多様な性のあり方が存在します。国においては、性的マイノリティへの理解を深め、偏見や差別をなくすため、令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。本市においても、令和4年に「坂出市パートナーシップ宣誓制度」を、令和6年にファミリーシップの枠を拡充した「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。今後とも性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを認め合うまちの実現をめざしてまいります。

POINT 2 「さまざまな悩みを抱える人への支援」を新設

何らかの原因で不登校になっている子ども、複合的な困難を抱える女性など、何らかの悩みを抱えた人を対象とした取組について、後期計画より新たに重点取組として設定しました。さまざまな困難を抱えた人びとが地域で安心して暮らせるように生活環境の整備や重層的・包括的な支援体制の充実、生きがいつくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めてまいります。

計画のめざす姿

本計画においては、「坂出市まちづくり基本構想」を踏まえ、性別にかかわらず、互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざします。そこで、本計画の基本理念を「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」とし、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。





だれもが多様性を認め合う人づくり

だれもが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の正しい理解に向けた啓発、性の多様性に関する理解促進等に継続的に取り組むことで、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

重点目標 1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革

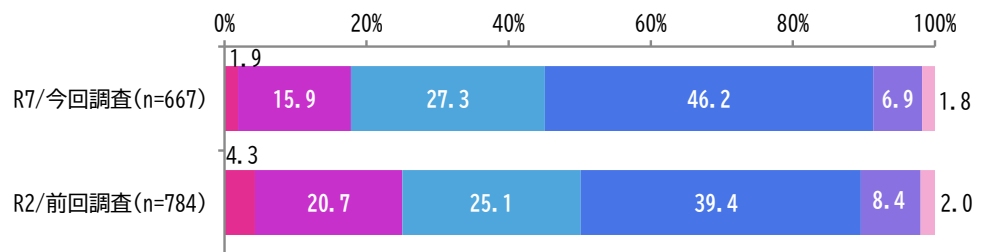
- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

重点目標 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

- (1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
- (2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進
- (3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

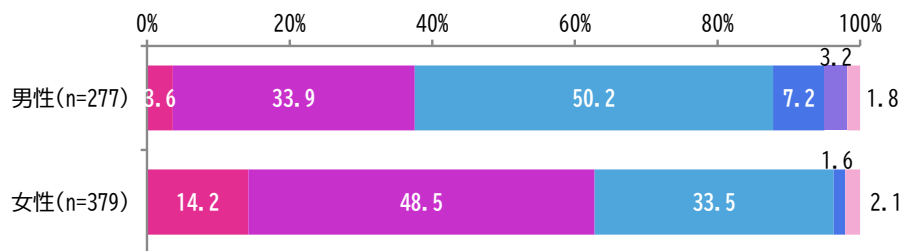
● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

- 同感する
- どちらかといえば同感する
- どちらかといえば同感できない
- 同感できない
- わからない
- 無回答



● 「家庭」における男女の地位の平等性について

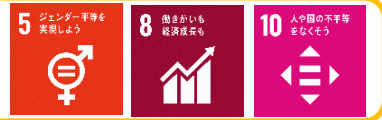
- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 無回答



固定的性別役割分担意識は改善されているけど、家庭での男女の地位の平等性については、男女で感じ方に違いがあるみたいだね。

基本目標 II

持続可能な開発目標 (SDGs)



だれもが活躍できる社会づくり

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、性別にかかわらず働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

重点目標 1 男女の家庭・地域生活と職業の調和

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護・看護・介護者支援の充実
- (3) 家庭生活への男性の参画
- (4) 仕事と生活の調和
- (5) 地域生活への参画の促進

重点目標 2 就労・雇用における男女共同参画の促進

- (1) 働く場における男女共同参画の促進
- (2) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の促進
- (3) 就労支援
- (4) 職業能力の向上と起業の支援

重点目標 3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進

- (1) 行政機関等における女性の参画促進
- (2) 企業・団体等における女性の参画促進
- (3) 人材の育成と人材の情報提供

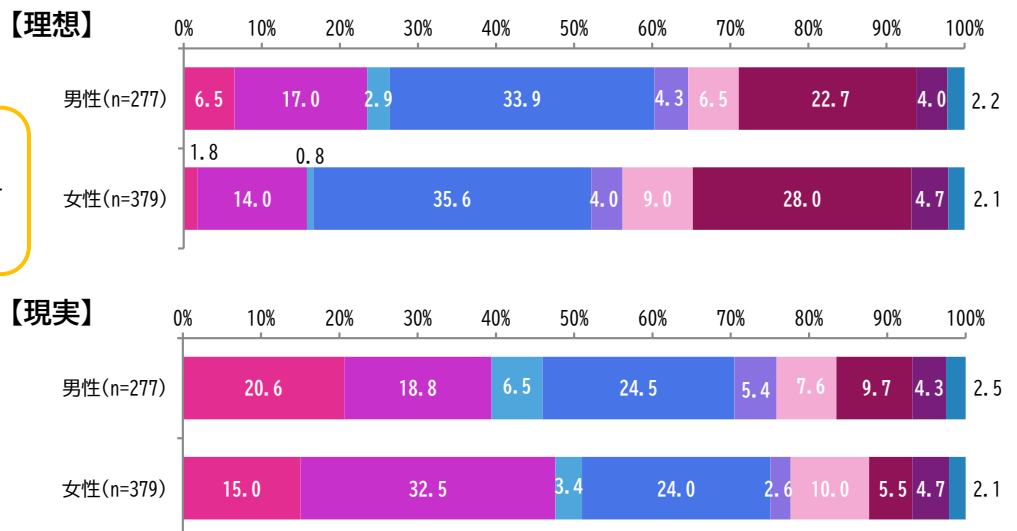
重点目標 4 国際交流・協調の促進

- (1) 国際交流と国際理解の促進

● 仕事と生活の調和について

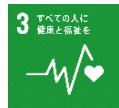
- 「仕事」を最も優先したい・している
- 「家庭生活」を最も優先したい・している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい・している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい・している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい・している
- 「地域・個人の生活」を最も優先したい・している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい・している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい・している
- わからない
- 無回答

現実では男女ともに「仕事」の優先度が理想よりも高くなっているね。



基本目標 Ⅲ

持続可能な開発目標 (SDGs)



だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進し、だれもが安心して住み続けられる社会の実現をめざします。

重点目標 1 あらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力を許さない意識と環境づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援
- (3) さまざまなハラスメントの防止
- (4) 児童虐待の防止
- (5) 高齢者虐待の防止
- (6) 障がい者虐待の防止
- (7) メディアにおける人権の尊重

重点目標 2 生涯にわたる健康支援

- (1) 生涯にわたる健康づくりへの支援
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立
- (3) 健康を脅かす問題についての対策と推進

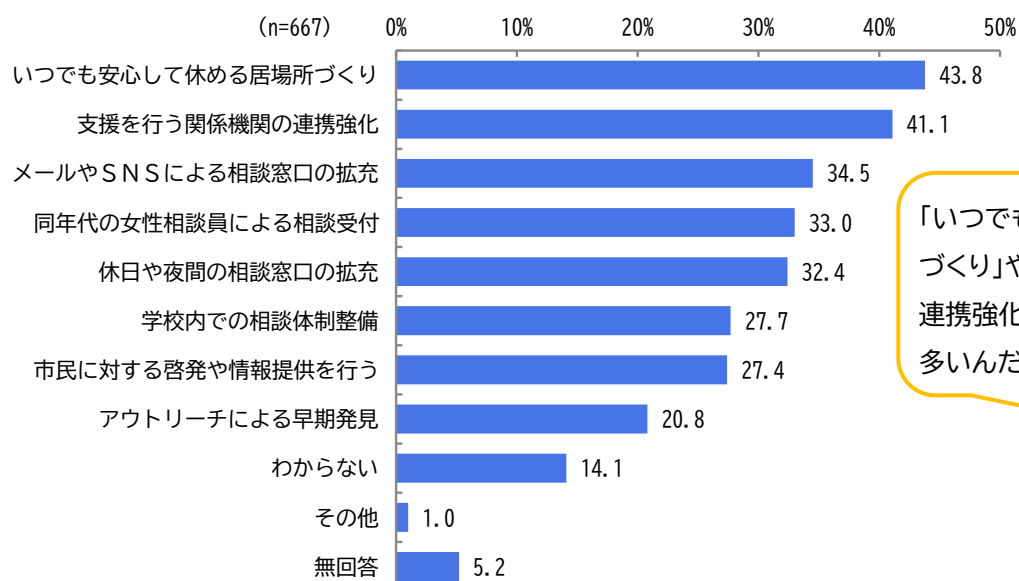
重点目標 3 困難を抱える人びとへの支援

- (1) 高齢者の支援
- (2) 障がい者の支援
- (3) 経済的に不安定な家庭等の支援
- (4) 外国人の支援
- (5) さまざまな悩みを抱える人への支援

重点目標 4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

- (1) 防災分野における男女共同参画の推進

● 困難な問題を抱える女性が、支援に繋がりがやすい体制を作るために、必要だと思う取組について



「いつでも安心して休める居場所づくり」や「支援を行う関係機関の連携強化」が必要だと思う人が多いんだね。



計画の推進に向けて

推進体制の強化

坂出市の男女共同参画の一層の推進を図るため、庁内における連携体制の強化や、各関係機関の果たすべき役割を明確にするとともに、市民、地域団体・事業所との連携・協働のもと、実効性のある推進体制を構築していきます。

市民との協働による推進

「坂出市男女共同参画委員会」の意見や提案を踏まえつつ、施策の展開に取り組むとともに、市民・行政との協働を推進するため、計画内容の周知、各種情報の提供、連携する部署や団体・企業間のネットワークづくりの促進および市民・企業・地域団体等の多様な主体の積極的な参画を図ります。

男女共同参画に関する情報の提供

計画の基本理念の実現に向け、市広報誌やホームページ等の多様な情報媒体の活用、講演会等により、情報提供と周知・広報に努め、市全体としての男女共同参画の推進を図ります。

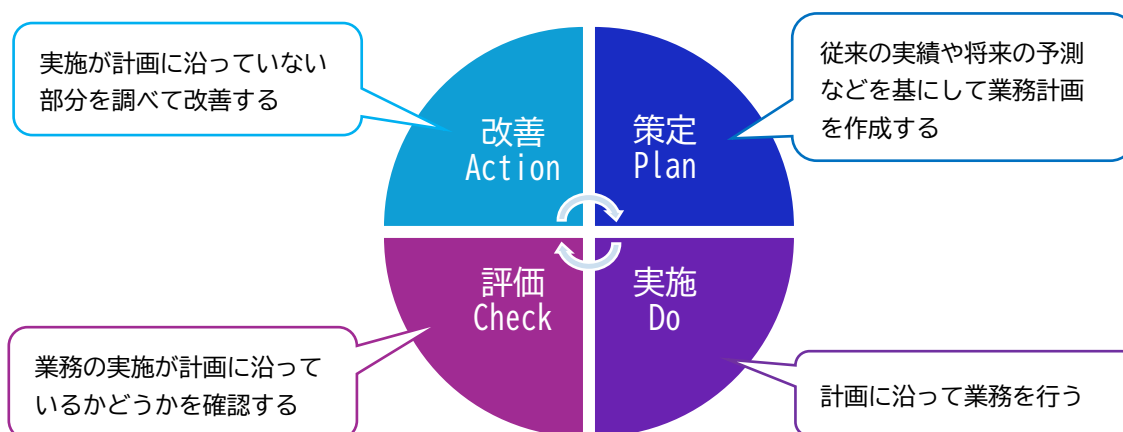
国・県・関係機関との連携

国や県および男女共同参画関係機関等との連携・協力、情報共有の体制の構築を図り、男女共同参画社会を形成するため、国や県、関係機関と連携を図りながら計画を推進します。

施策の点検・評価

本計画を着実に推進し、各事業が効果的なものとなるよう、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況について、PDCAサイクルを活用し、「坂出市男女共同参画委員会」において把握・点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について公表します。

PDCAサイクルのイメージ



支援・相談窓口一覧

分類	名称	電話番号	受付日時等
DV 児童虐待	香川県 子ども女性 相談センター	女性 相談	087-835-3211 (電話相談) 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
			087-862-8861 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
			Eメール相談 e-josei@pref.kagawa.lg.jp
	子育て 相談		087-862-4152 (電話相談) 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
			087-862-8861 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
			Eメール相談 e-kodomo@pref.kagawa.lg.jp
		香川県性暴力被害者支援 センター オリーブかがわ	#8891 (全国共通短縮) または 087-802-5566 月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (年末年始・祝休日除く)
	香川県西部子ども 相談センター	0877-24-3173 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)	
	坂出警察署	0877-46-0110 緊急の場合 110 番	
	内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ	#8008 (全国共通短縮) 発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送 され、相談機関を案内するサービス	
雇用・労働	香川労働局 雇用環境・均等室	087-811-8924	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など
女性の人権	高松法務局	0570-003-110 (全国共通)	「みんなの人権 110 番」 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
その他	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	「こころの電話相談」月～金 9:00～16:30 (年末年始・祝休日除く)
	香川県警察本部	#9110 (全国共通短縮) または 087-831-0110	「警察相談専用電話」(相談全般) 24 時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外 (17:15～8:30) は 当直員が対応
		#8103 (全国共通短縮) または 0120-694-110 087-831-9110 (FAX 兼用)	「ハートフルライン」(性犯罪被害専用相談電話) 24 時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外 (17:15～8:30) は 当直員が対応
香川県男女共同参画センター ふらっとぴあ香川	087-832-3198	「一般相談」電話相談・面接相談 月～金 (年末年始・祝休日除く) 開館時間 9:30～18:00 相談受付時間 9:30～17:45 Eメール相談予約 sankaku@flatpeer-kagawa.pref.kagawa.jp ※「一般相談」のほか「法律相談」「こころの相談」あり	
坂出市 各種相談	男女共同参画相談 <相談員 行政相談委員>	0877-44-5002 (市総務課)	坂出市役所本庁舎本館 3 階 小会議室 1 (室町二丁目 3 番 5 号) 原則 毎月第 3 水曜日 10:00～12:00
	特設人権相談所 <相談員 人権擁護委員>	0877-23-0228 (法務局丸亀支局) 0877-44-5008 (市人権課)	坂出市役所本庁舎本館 3 階 小会議室 5 (室町二丁目 3 番 5 号) 原則 毎月 15 日 9:00～12:00
	インターネット上の誹謗 中傷等に関する法律相談 <市が委託する弁護士>	0877-44-5008 (市人権課)	月～金 10:00～15:00 (1 回 30 分程度 ※事前予約制)
	人権相談	0877-44-5008	坂出市人権課 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
	女性相談	0877-44-5027	坂出市子ども課 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)

第 2 次坂出市男女共同参画計画 (後期計画) 概要版 発行：令和 8 年 3 月 坂出市人権課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号

TEL : 0877-44-5008

E-mail : jinken@city.sakaide.lg.jp